

令和 8 年度 六道原工業団地第 2 期拡張事業

設計・許認可業務委託 特記仕様書

第 1 章 総 則

1 業務目的

本業務は、「六道原工業団地第 2 期拡張事業」を実施するため、「道路・造成等設計」、「開発行為・林地開発許可申請書類等作成」の業務を行うものである。

2 適用範囲

本業務における「道路・造成等設計」、「開発行為・林地開発許可申請書類等作成」全般に共通する事項は、長野県の最新の「設計業務共通仕様書」、「宅地防災マニュアル」に準拠するほか、この特記仕様書により実施するものとする。

3 業務箇所

業務箇所は、別添図面に示す箇所である。

4 業務期間

本業務は、所管する行政機関への開発行為・林地開発許可申請書類の申請までを履行期間とするが、各行政機関による書類の受理以降、書類の不備等で行政機関の指示があった場合には、受注者はこれに対処することとする。また、受注者は、本業務対象箇所の造成工事完了後の「開発行為に関する工事の検査」（以下「完了検査」という）について立ち会うものとする。

第 2 章 道路・造成等設計

1 本章の目的

本章の業務は、六道原工業団地第 2 期拡張事業を開発するための造成工事、周辺道路工事の設計を行うことを目的とするものである。

2 開発行為における適用範囲

道路・造成等設計の業務を行う際は、長野県刊行の最新の「設計業務共通仕様書」に準拠し実施するものとする。

3 設計図面作成の留意事項

設計図面作成にあたり、造成区画の横断面図は 20 m メッシュでの作成を基本とする。また、造成区画の横断面図とは別に道路横断面図について 20 m 間隔を基本として別途作成する。

4 設計項目

(1) 基本計画

1) 地域・地区と宅地規模の設定

周辺地区の土地利用を把握しながら区画規模（用地規模）等の設定を行う。

2) 敷地内での排水処理方法の検討

予定建築物の規模用途に応じて外周及び流域を考慮し敷地内での排水処理方法を検討し、排水施設計画平面図、排水計算書、構造物詳細図及び数量計算書を作成する。

3) 土地利用計画の検討

必要とする区画の規模、要望等を踏まえ土地利用計画を検討し、土地利用計画図を作成する。

4) 造成計画の検討

土地利用計画に基づき、現況の地形や制約を活かした造成計画を検討し、造成計画平面図、造成計画断面図及び数量計算書を作成する。

5) 道路計画の検討

土地利用計画に基づき、既設道路を考慮しながら道路の配置計画を検討し、造成計画平面図、道路横断面図、道路縦断面図、構造物詳細図、舗装工展開図及び数量計算書を作成する。

6) 排水計画の検討

雨水排水処理方法に従い、場内排水計画を検討し、排水施設計画平面図、排水計算書、構造物詳細図及び数量計算書を作成する。

7) 上下水道計画の検討

土地利用計画に基づき上下水道の配置計画を検討し、上下水道施設平面図、下水道縦断面図、上下水道横断面図及び数量計算書を作成する。

(2) 造成設計

1) 区画計画高検討決定

区画計画高の決定を行う。

2) 造成断面

20mメッシュを基本に横断面図を作成する。また、変化点についても横断面図を作成する。

3) 擁壁構造設計、法面設計及び構造物詳細図

擁壁構造・法面・構造物の各設計と詳細図の作成を行う。

4) 土工量計算

横断面ごとに土積の計算を行う。

5) 運搬計画

効率的な土量配分図を作成する。

6) 数量計算

各工種別に数量計算を行い、数量計算書を作成する。

(3) 防災設計

1) 防災計画

防災施設の計画・設計を行う。

2) 構造図及び詳細図の作成

構造図及び詳細図の作成を行う。

3) 調整池の設計

調整池、雨水貯留浸透施設等の設計を行い、設計図を作成する。

5) 数量計算

各工種別に数量計算を行い、数量計算書を作成する。

(4) 数量計算書

1) 各設計の数量計算集計書の作成

各設計の数量計算の集計表を作成する。ただし、造成工事、道路工事で分けることとする。

2) 総工事数量明細書の作成

総工事明細書の作成を行う。

5 資料の貸与

本業務に当たっては、下記の資料を貸与する。また、その他に発注者が必要と認めた資料を貸与できるものとする。

「令和7年度 六道原工業団地第2期拡張事業 測量業務委託」報告書

「令和7年度 六道原工業団地第2期拡張事業 地質調査業務委託」報告書

6 受注者相互の協力

本業務を実施するに当たっては、下記業務と関連するため、連絡・調整を密に行うものとする。

・令和8年度 六道原工業団地第2期拡張事業 用地測量業務委託

第4章 開発行為・林地開発許可申請書類等作成

1 本章の目的

本章の業務は、六道原工業団地第2期拡張事業を実施するための開発行為・林地開発許可申請書類等作成することを目的とするものである。開発行為・林地開発許可申請書類等とは、開発行為・林地開発許可申請書類及び開発行為に係る土壌汚染対策法関連、自然環境保全条例関連、景観法関連、消防署同意書、森林法関連などの申請書類を含むものとする。

2 開発行為・林地開発許可申請書類等作成における適用範囲

開発行為・林地開発許可申請書類等作成の業務は、長野県の最新の「設計業務共通仕様書」、「宅地防災マニュアル」準拠し実施するものとする。

3 開発行為・林地開発許可申請関係書類等作成及び関係機関との調整

関係機関との協議の結果、作成が必要となった開発行為・林地開発許可申請関係書類等は、発注者と協議の上で書類を作成する。受注者は、関係機関から開発行為・林地開発許可申請に必要な同意書等を

受けるにあたり、関係機関と必要な調整を行う。

第6章 その他

1 使用する技術図書及び法令

本業務において使用する技術図書は、主要技術基準及び参考図書によるものとし、その他準拠すべき技術図書及び法令がある場合には、事前に発注者の承諾を得るものとする。

2 業務に関する留意事項

本業務の道路・造成等設計及び開発行為・林地開発許可申請書類等作成は、企業の状況に応じて、第2期拡張事業内の区画を第1工区、第2工区等に分けるものとする。

3 成果品

成果品は電子媒体（CD-R等）1部にて提出するものとし、図面関係については、国土交通省が刊行する最新の「CAD製図基準」により作成するものとする。

4 行政情報流出防止対策の強化

- (1) 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流失防止対策をとらなければならない。
- (2) 受注者は、別紙「業務委託等における行政情報流失防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

5 疑義

本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、監督員と協議を行い決定するものとする。

業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項

(関係法令等の遵守)

第1条 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

第2条 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

第3条 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2 受注者は、「社員等」の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うものとする。

(契約終了時等における行政情報の返却)

第4条 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

第5条 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

2 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティー対策
- ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティー対策
- ハ 電子情報を移送する際のセキュリティー対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

第6条 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 「情報管理責任者」が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティー対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティー対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティー機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 「情報管理責任者」の許可を得ない重要情報の移送

(事故発生時の措置)

第7条 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故（以下「事故」という）にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

- 2 「事故」にあった場合、速やかに、「事故」の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、「事故」の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3 「事故」の発生が受注者に起因する場合には、受注者の責により事態を収拾するものとする。
- 4 受注者に起因する「事故」により生じた第三者への損害の賠償については、受注者がその責めを負うものとする。